

## 開発指導要綱協議の変更のお知らせ

### ●変更の理由

本市水道事業が大阪広域水道企業団と統合するため。

### ●主な変更点

#### ①上水道に関する開発指導要綱協議（以下「協議」という。）について

水道施設の設置については、これまで本市水道工務課との協議が必要でしたが、今後は協議とは別途、大阪広域水道企業団富田林水道センター（以下「水道センター」という。）との事前協議が必要となります。

また、都市計画法に基づく事前協議の変更や同法 32 条協議の変更があった場合も、再度水道センターとの事前協議が必要となります。

#### ②上水道に関する手続について

上水道に関する手続は、水道センターへ直接持参してください。都市計画課の受付は必要ありません。

また、広域まちづくり課（市街化調整区域は大阪府審査指導課）への都市計画法 29 条申請時は、同法 32 条協議の同意書と水道センターの協議回答書（同意書）の添付が必要となります。

#### ③消防水利（消火栓）に関する協議について

消火栓の設置の要否については、これまで通り大阪南消防組合富田林消防署長と協議するものですが、消火栓の設置が必要となった場合は、水道センターとの協議も必要となります。

### ●スケジュール

令和 7 年 4 月 1 日施行